

地域計画

策定年月日	R7.4.1
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	阿東嘉年地区 (開竈、堂免、神田、土居、東居坂、西居坂、大迫、井戸、火打原、市場、吉部野上、吉部野下)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	325 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	325 ha
② 田の面積	297 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	28 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現状:

・阿東嘉年地区は山口市の最北端に位置し、嘉年上・嘉年下を範囲とし、阿武川の源流部を擁する標高約400mの地域である。耕地面積261.0haの大部分が法人により管理され、水稻を中心に作付が行われている。また、高収益作物の施設野菜(夏秋トマト、ほうれんそう)の栽培や畜産業(繁殖牛)も盛んに行われている。
・地域の人口は、令和6年1月末時点で315名、内65歳以上人口が214名で高齢化率67.94%と高齢化と人口減少は特に著しく、トマト栽培では新規就農者の参入もあるが、担い手不足により農地の維持管理が難しくなっている。

課題:

①担い手・後継者不足、高齢化により農業者の減少が著しい。②人手が少ないため作付拡大が困難である。③牛・トマト・米などの取引価格低下と生産費の高騰で収益性が圧迫されている。④冬季の農業収入が無い。⑤河川氾濫の影響や未整備など条件の悪い農地がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・畜産農家と耕畜連携を図り、良質な堆肥を農地に還元し地力を良好に保つことで、主要作物の水稻をはじめとした地域内で生産される作物の継続的な高品質化を図る。
・経営面積を維持しながら、可能であれば農地の集約化を図り作業効率を向上させる。
・そのために、ほ場整備により農用地や水路・農道を管理しやすくする。
・地区内の資源を活用した交流事業や加工等による6次産業化や生産物の高付加価値化(ブランド化、有機農業)を目指す。
・新規就農者に対して、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。
・優良農地の作業受託や農地集積を行うことで低コスト化による経営安定を図る。
・自然豊かな集落の景観維持を図りながら、人が集まる地域づくりを検討、実施する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付を進め、効率的・継続的に管理できる農地を(株)嘉年ハイランド及び(農)嘉年高原ファームを中心に農地の集積・集約化を図りつつ、補助・交付金制度の活用による新規就農など後継者育成や雇用の確保により、農業生産の持続性に向けた取り組みを行う。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	57.8	%	将来の目標とする集積率	57.8	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

集約化が進んでいるため、現状を維持する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
法人組織及び集落営農推進委員の体制を維持し、集落単位の団地管理を継続する。 未整備田については、補助対象の可否や今後の活用の可能性を見極め、取捨選択する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
相対による農地貸借契約ができなくなるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
一団で未整備である土居集落の一部農地につき、基盤整備事業の実施に向け取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者の更なる育成・確保に向け、関係機関と連携して取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現状で外部委託している共同防除作業等は引き続き委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①補助事業を活用し、鳥獣害防護柵を設置、管理する。
- ②⑨地域内外の畜産農家と連携し、粗飼料生産・堆肥循環に取り組む。
- ③補助事業により導入したGPS搭載コンバイン等を活用する。
- ④酒造用米の生産を継続する。
- ⑧新規就農者を中心にトマト等施設を拡大する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	D	畜産	0.4 ha	ha	畜産	0.4 ha	ha	D	
認農	L	トマト	0.7 ha	ha	トマト	0.7 ha	ha	L	
認農	J	トマト	0.6 ha	ha	トマト	0.6 ha	ha	J	
利用者	A	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	A	
認就	O	トマト	0.5 ha	ha	トマト	0.5 ha	ha	O	
認農	H	トマト	0.3 ha	ha	トマト	0.3 ha	ha	H	
認農	M	水稻	131.1 ha	ha	水稻	131.1 ha	ha	M	
認農	N	水稻	50.7 ha	ha	水稻	50.7 ha	ha	N	
認農	I	ほうれんそう	1.1 ha	ha	ほうれんそう	1.1 ha	ha	I	
認農	F	トマト	0.5 ha	ha	トマト	0.5 ha	ha	F	
認就	B,E	トマト	0.7 ha	ha	トマト	0.7 ha	ha	B,E	
利用者	G	トマト	0.4 ha	ha	トマト	0.4 ha	ha	G	
認農	P	トマト	0.1 ha	ha	トマト	0.1 ha	ha	P	
認農	K	トマト	0.3 ha	ha	トマト	0.3 ha	ha	K	
認就	C	トマト	0.9 ha	ha	トマト	0.9 ha	ha	C	
計	15経営体		188.7 ha	0 ha		188.7 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。